



## 「消費税確定申告相談会」日程のご案内

### ○通常・土曜日相談会日程

	日程	受付時間等
通常相談会	令和8年3月17日(火)～ 3月31日(火) ※土・日・祝日を除く	午前9時00分～11時15分まで (会計ソフトの方は11時00分まで) 午後1時00分～3時30分まで (会計ソフトの方は3時00分まで) ※会計ソフトの方は <b>要予約</b>
土曜日相談会	令和8年3月28日	午前9時00分～11時00分(午前中のみ) ※ <b>完全予約制</b> 。前日までに予約がない場合は、 相談会を行いません。

・相談会場：川崎西青色申告会館 2階  
・予約連絡先：川崎西青色申告会 TEL 044-911-4616  
・相談時間は1人60分以内となります。

### ○令和7年分消費税確定申告期限等

確定申告期限	納期限(法定納期限)	振替日
令和8年3月31日(火)	令和8年3月31日(火)	令和8年4月30日(木)

### ～相談会にご持参いただくもの～

- ① 消費税確定申告書・付表(税務署より届いている方はご持参ください。)
- ② 令和5・6・7年分「青色申告決算書・収支内訳書(控)」、「所得税の確定申告書(控)」
- ③ **令和5・6年分「消費税確定申告書(控)」**(申告をされた方)
- ④ 帳簿、**消費税率区分集計表**(裏面の「消費税の確定申告にあたりご注意ください」をご確認ください。)
- ⑤ **確定申告のお知らせハガキ・通知書**
- ⑥ 令和7年中に事業用固定資産を取得(本則課税の方)または売却された方(本則・簡易課税の方)はその請求書、領収書など金額の内訳がわかる書類。
- ⑦ マイナンバーカード⇒本人署名による**e-Tax**をします。カード取得時に設定した**電子証明書暗証番号**(6文字～16文字英数字)を必ずお控えの上お越しく下さい。
- ⑧ インボイス登録申請書(控)(申請された方)

### ○消費税確定申告書類の預かり期限について(電子申告本人送信者を除く)

川崎西税務署管轄分	令和8年3月31日(火)午前中收受分まで。午後分は各自で税務署へ提出。
川崎北税務署管轄分	令和8年3月30日(月)午前中收受分まで。以降は各自で税務署へ提出。

上記以外の税務署管轄分は、各自で提出をお願いいたします。

### ○その他注意点

- ※ 駐車場を用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。
- ※ 会計ソフトを利用して消費税申告相談を受ける方で、マイナンバーカードをお持ちでない場合は、国税庁が定めるOCR規格に準拠した様式で申告書等を印刷して書面提出をします。この場合、申告業務効率化のため、500円の手数料を領収させていただきますのでご了承ください。

ご不明な点がございましたら、青色申告会事務局までご連絡下さい。TEL 044-911-4616  
その他当会の情報はホームページ <https://www.shokonet.or.jp/aoiro/kawasakinisi/> をご覧ください

## 消費税の確定申告にあたりご注意ください点



1. 消費税率は**標準税率（10%）**と**軽減税率（8%）**の複数税率となっています！  
**令和7年分の消費税確定申告を行う方**は、選択している消費税の計算方法により以下の表のように区分経理をする必要があります。 ※2割特例の適用を選択する方も同様です。

計算方式	項目	税率区分	インボイスの有無	業種区分 その他注意点
一般課税の方	売上	8%（軽減税率）	有無の区分が必要	○売上・経費は非課税・不課税の税区分も必要です。 ○一取引当たり税込10,000円未満のものはインボイス「有」として経理してください。
		10%（標準税率）		
	経費	8%（軽減税率）		
		10%（標準税率）		
簡易課税の方	売上	8%（軽減税率）	有無の区分が必要	第1種～第6種の業種区分が必要です。
		10%（標準税率）		

※ 手書きで記帳している方は、上の表に基づき区分経理を行った上で、**消費税率区分集計表の作成**をお願いいたします。集計表は申告会事務局に備え付けております。

一般課税の方は**集計表の作成がないと消費税の申告ができません**。必ず作成をしてください。

※ 会計ソフトで記帳している方は、消費税対応に設定をし、税率区分やインボイスの有無、業種区分にご注意の上入力をお願いいたします。

## 2. 令和7年分において消費税の確定申告が必要な方について

㊦	令和5年分（基準期間）において課税売上高が1,000万円を超えている。
㊧	令和6年1月1日から令和6年6月30日（特定期間）の課税売上高が1,000万円を超えている。（注）課税売上高に代えて、特定期間の給与等支払額による判定もできます。
㊨	消費税課税事業者 <b>選択</b> 届出書を提出している。
㊩	令和5年10月1日以降インボイス発行事業者として登録されている方。
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; color: red; font-weight: bold;">2割特例について</div> ㊩のみに該当する方は、 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">一般課税</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">簡易課税</span> （選択届出書を提出した方）のどちらの場合も、 <b>事前の届出なしに2割特例の適用を受ける旨を申告書に付記することで適用</b> できます。	

## 消費税簡易課税制度の選択について

上記2で㊩のみに該当する方が、令和7年の計算方式が一般課税制度で以後の年分で簡易課税制度を選択する場合の届出の提出期限要件は以下のようになります。なお、令和9年より税制改正が行われる予定ですので、詳細は追ってお知らせいたします。

令和7年	令和8年	令和9年	提出期限
一般課税を適用	簡易課税を選択	簡易課税（2年継続）	令和7年12月31日まで（原則）
	一般課税を適用	簡易課税を選択	令和8年12月31日まで（原則）
	2割特例を選択	簡易課税を選択	令和9年12月31日まで（ <b>特例</b> ）
2割特例を選択	簡易課税を選択	簡易課税（2年継続）	令和8年12月31日まで（ <b>特例</b> ）
	一般課税を適用	簡易課税を選択	令和8年12月31日まで（原則）
	2割特例を選択	簡易課税を選択	令和9年12月31日まで（ <b>特例</b> ）

※ 簡易課税制度選択届出書の提出期限は**原則**として適用を受けたい年分の前年末日までとなります。また、選択適用年を含め2年間は簡易課税制度を継続していただく必要があります。

令和8年4月以降にぜひご相談にお越しく下さい。